

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持、教育など、多くの事務の実施が国の法令によって義務づけられており、果たす役割が年々拡大する中、まち・ひと・しごと創生法等に基づく地域経済活性化対策への取り組みなど、新たな政策課題に対応する必要にも迫られている。

一方で、これまで地方で進められてきたさまざまな改革などによって、公共サービスを担う人材は大幅に減少し、新たな行政ニーズへの対応が困難となる危険性も指摘されている。しかし、地域住民が安心して生活するためには、安全で良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されることが必要であり、人材確保を積極的に進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を図らなければならない。

このような状況下、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」では、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を初めとして、歳出改革のモメンタムと持続性を強める取り組みを重視するとともに、国庫支出金等についてもエビデンス・ベースの精査と見直しを徹底して進めるとしており、地方歳出のあり方については、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図っている。

本来、地方交付税は、すべての地方自治体が標準的な行政水準を確保できるよう財源保障するものであるとともに、地方自治体間の財源格差を是正する機能を有している。果敢に取り組むべき財政再建が、次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然であり、財政再建目標を達成するために地方財政が縮小され、真に不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するために、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実、地方財政の確立を目指す

ことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 増大する地方自治体の財政需要の算定に当たっては、地方一般財源総額の確保を図るとともに、普遍的な経費として算定し法的安定性を確保すること。
- 2 地域医療、介護、子育て、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため、社会保障関係予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 環境対策や公共施設等の維持補修・安全対策等、中長期的に必要度が増すと予想される財政需要を的確に推計し、合理的かつ妥当な水準を確保・保障すること。
- 4 法人税や地方法人二税、自動車取得税を初め、地方財政に影響する各種税制の廃止、減税、見直しを行う場合には、自治体の財政運営に支障が生じることのないよう代替財源を確保すること。また、自治体裁量による税率決定を促進するため、地方税に係る制限税率を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
総務大臣 高 市 早 苗 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
経済産業大臣 世 耕 弘 成 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 石 原 伸 晃 様
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 山 本 幸 三 様
衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 伊 達 忠 一 様